

提案基準 1 3 「既存工場の事業の質的改善」 提案基準 1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」 提案基準 2 1 「既存建築物の再活用」 提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」及び 提案基準 3 1 「工業地域等の周辺における工場建設」 における工場の定義	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
--	-----------------------------------

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 3 (P70・P71)
 提案基準 1 4 (P72～P74)
 提案基準 2 1 (P85～P87)
 提案基準 2 5 (P92・P93)
 提案基準 3 1 (P103・P104)

提案基準 1 3、1 4、2 1、2 5 及び 3 1 にいう「工場」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 日本標準産業分類(大分類)の製造業に分類されるものの工場施設
- 2 日本標準産業分類(大分類)のサービス業のうち、自動車整備業、機械等修理業等の工場施設
- 3 日本標準産業分類(大分類)の生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯業の工場施設

(参考)

- ・ 用途変更の取扱い(本編 P111・P112)の中で「工場の範囲は、日本標準産業分類(大分類)建設業の全部、製造業の全部、サービス業のうち自動車整備業、機械等修理業等の工場、生活関連サービス業、娯楽業のうち洗濯業の工場とする」とあるが、建設業については「主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される」ものであり、事業所とは「本店、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所」と定義づけられているため、本提案基準の「工場」の概念にそぐわないことから、本提案基準では「工場」に該当しないものとする。
 ただし、主な業務が建設業であっても、附属建築物として製造業にあたる建築物がある場合は、一律に「工場」に該当しないとはみなさず、個別具体的に検討する。
- ・ 産業分類(大分類)のサービス業のうち中分類「廃棄物処理業」に係る事業所はごみ焼却場、汚物処理施設等と同様、「供給処理施設」であって「工場」に該当しない。

提案基準 1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 4 (P72～P74)

1 要件 2 について

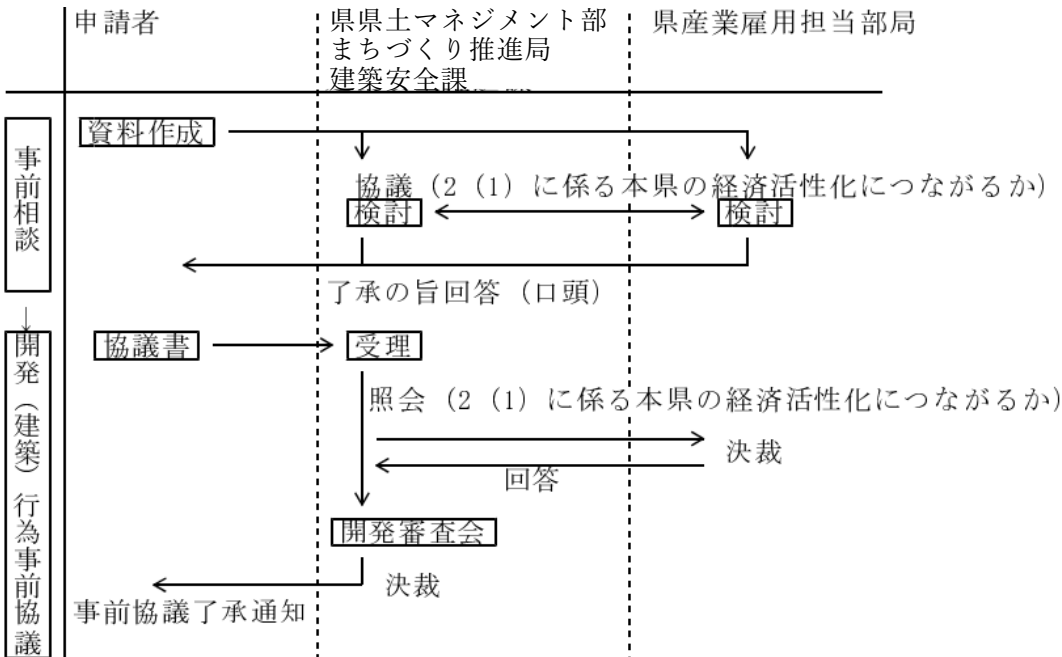
- (1) 申請に係る工場が要件 2 に該当するか否かは、県産業雇用担当部局と県開発許可部局が協議のうえ判断する。なお、当該工場が本県の経済活性化につながると認められるか否かについては、県産業雇用担当部局の意見書により確認する。
- (2) 工場が、日本標準産業分類(大分類)のサービス業のうち自動車整備業、機械等修理業等の工場施設、日本標準産業分類(大分類)の生活関連サービス業、娯楽業のうち洗濯業の工場施設に該当するものにあっては、要件 2 の「原材料」を「サービスを構成する部品」と、「製品」を「サービスの対象物」と、「仕入れ」を「受け入れ」と、「出荷」を「納品」とそれぞれ読み替えるものとする(以下、本取扱いにおいて同様とする。)
- (3) 要件 2 (1) 及び(2)でいう「50 パーセントを超える」か否かについては、取引高の金額により判断する。なお、取引高の金額が算出不可能である等の場合であって、取引量により判断が可能である場合は、この限りでない。
- (4) 要件 2 (1) の「仕入れる原材料」、「出荷する製品」には、自社の他の工場から搬入する原材料、自社の他の工場へ搬出する製品を含むものとする。
- (5) 要件 2 (1) の「県外」には、奈良県内の都市計画区域外を含むものとする。
- (6) 要件 2 (2) の対象とする流通業務施設は、次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

ア 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

イ 倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同法第 2 条第 1 項に規する倉庫(以下、「倉庫業を営む倉庫」という。)

ウ 卸売市場

〔参考〕 「工場」の審査の略フロー(開発許可の場合)



[本取扱い1(2)の参考イメージ図]

◆サービス業に分類される自動車整備業、機械等修理業等を取扱う場合

(自動車整備業の例)

- 要件2(1)のうち、「仕入れる原材料又は出荷する製品の総量の原則として50%を超えるもの」に該当するものは、つぎのいずれかとする。

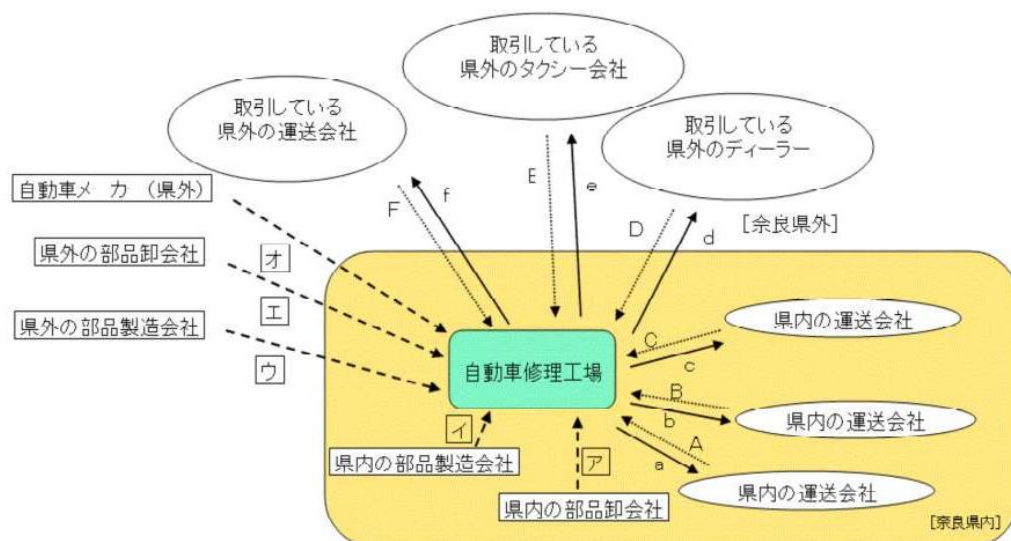
- ①「サービスの対象物」の修理代金の原則として50%を超えるもの。

$$\frac{D+E+F}{A+B+C+D+E+F} > 50\%$$

- ②部品仕入代金の原則として50%を超えるもの。

$$\frac{\text{ウ}+\text{エ}+\text{オ}}{\text{ア}+\text{イ}+\text{ウ}+\text{エ}+\text{オ}} > 50\%$$

【凡例】
 → : サービスの対象物(自動車)の納車
 → : 修理代金
 → : 部品
 A, B, C, D, E, F : 修理代金
 a, b, c, d, e, f : 納車
 ア, イ, ウ, エ, オ : 部品仕入代金



◆生活関連サービス業、娯楽業に分類される洗濯業を取扱う場合のイメージ図

(洗濯業の例)

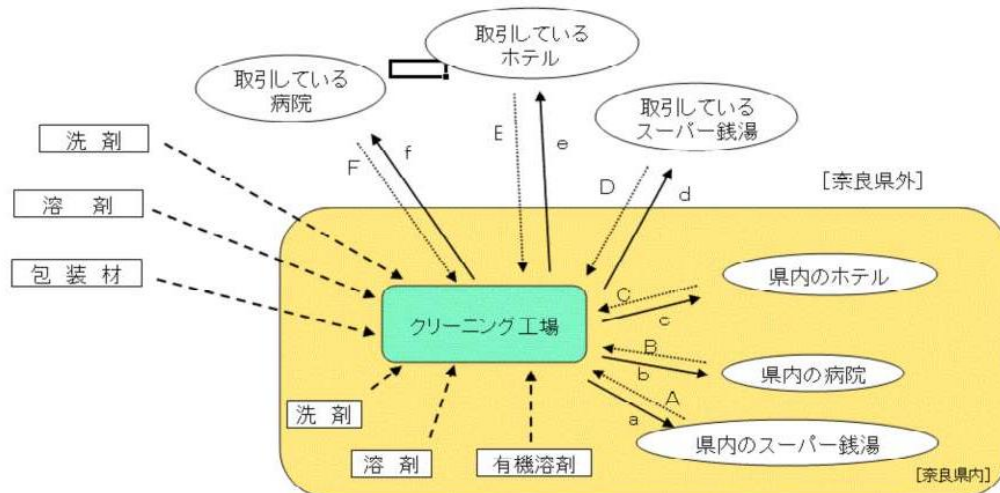
- 要件2(1)のうち、「仕入れる原材料又は出荷する製品の総量の原則として50%を超えるもの」に該当するものは、つぎのとおり。

- ①「サービスの対象物」の洗濯代金の原則として50%を超えるもの。

$$\frac{D+E+F}{A+B+C+D+E+F} > 50\%$$

- ②洗濯業については、洗濯に使用する消耗品(洗剤、溶剤、包装材)を対象としない。

【凡例】
 → : サービスの対象物(タオル)の納品
 → : 洗濯代金
 → : 消耗品の仕入
 A, B, C, D, E, F : 洗濯代金
 a, b, c, d, e, f : 納品



2 要件3について

(1) 「おおむね」とは、1割をいう。

ただし、山間部に存する福住等のインターチェンジ周辺においては、申請地が国道、主要地方道その他これらに類する道路に接し、既存道路の機能を損なわない場合であって、申請地とインターチェンジとの距離、地域の特性、交通の状況等を総合的に勘案して支障ないと認められるときは、おおむね1000メートルを超える区域(2000メートル以内の区域を限度とする)であっても立地の対象とする。

(2) 要件3(2)、(3)及び(5)のインターチェンジからの対象区域の距離については、インターチェンジの出入口と一般道路との交点(インターチェンジの起終点)を中心基点として算定する。この場合において、中心基点が複数存在するときは各々の基点から算定するものとする。(図2参照)

(3) 要件3(4)の一般国道165号大和高田バイパスと一般国道24号又は一般国道24号京奈和自動車道との交点からの対象区域の距離については、一般国道165号大和高田バイパス側道と一般国道24号又は一般国道24号京奈和自動車道との交点を中心基点として算定する。この場合において、中心基点が複数存在するときは各々の基点から算定するものとする。

3 要件5について

(1) 要件5(1)に「原則として次の地域、地区等を含まないこと」とあるが、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについてはこの限りでない。

(2) 要件5(2)の「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺状況等に照らし支障がないものであること」については、地元市町村長の意見書により確認する。

(3) 要件5(3)の「周辺地域における交通の安全、機能又は居住環境等に支障を及ぼす」とは、次のような場合をいう。

ア 通学路に指定されている道路に面して出入口がある場合で、歩行者の交通安全上配慮した計画とされていない場合

イ 出入口が道路交通法第44条(第2号を除く)に掲げる道路の部分及び信号機のある交差点からおおむね50メートル以内に設けられている場合

ウ 計画地周辺の道路状況が悪い場合

エ 計画地からインターチェンジに至る道路が、当該施設への物資の搬出入に係る自動車の通行にふさわしくない場合(例えば、住宅団地や密集する既存集落の中を通過する場合など)

オ 学校、保育所、病院、社会福祉施設、公園等又は住宅地に近隣接し、周辺の環境等を悪化させる場合

カ 当該施設が稼働することにより、騒音、振動、臭気等が発生し周辺環境等を悪化させる場合

キ その他上記アからカと同等と認められる場合

(4) 要件5(4)の「当該施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員(原則として6メートル以上の幅員)の道路に接し」とは、次に掲げる内容に該当すること。(図1及び図2参照)

ア 立地の対象とする区域内に幅員が6メートル以上である主要な出入口が設けられていること。

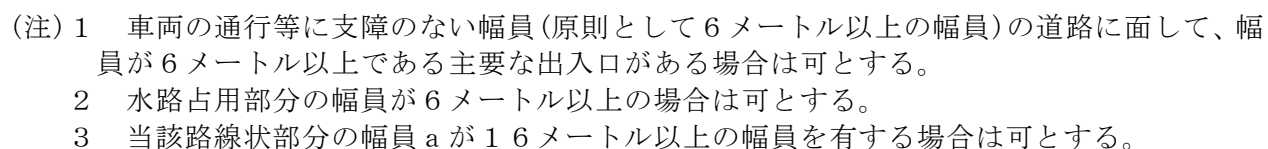
イ 路線状の敷地により道路に接する場合においては、当該路線状部分が6メートル以上の幅員を有しており、かつ、その幅員寸法が延長寸法より大きいこと。

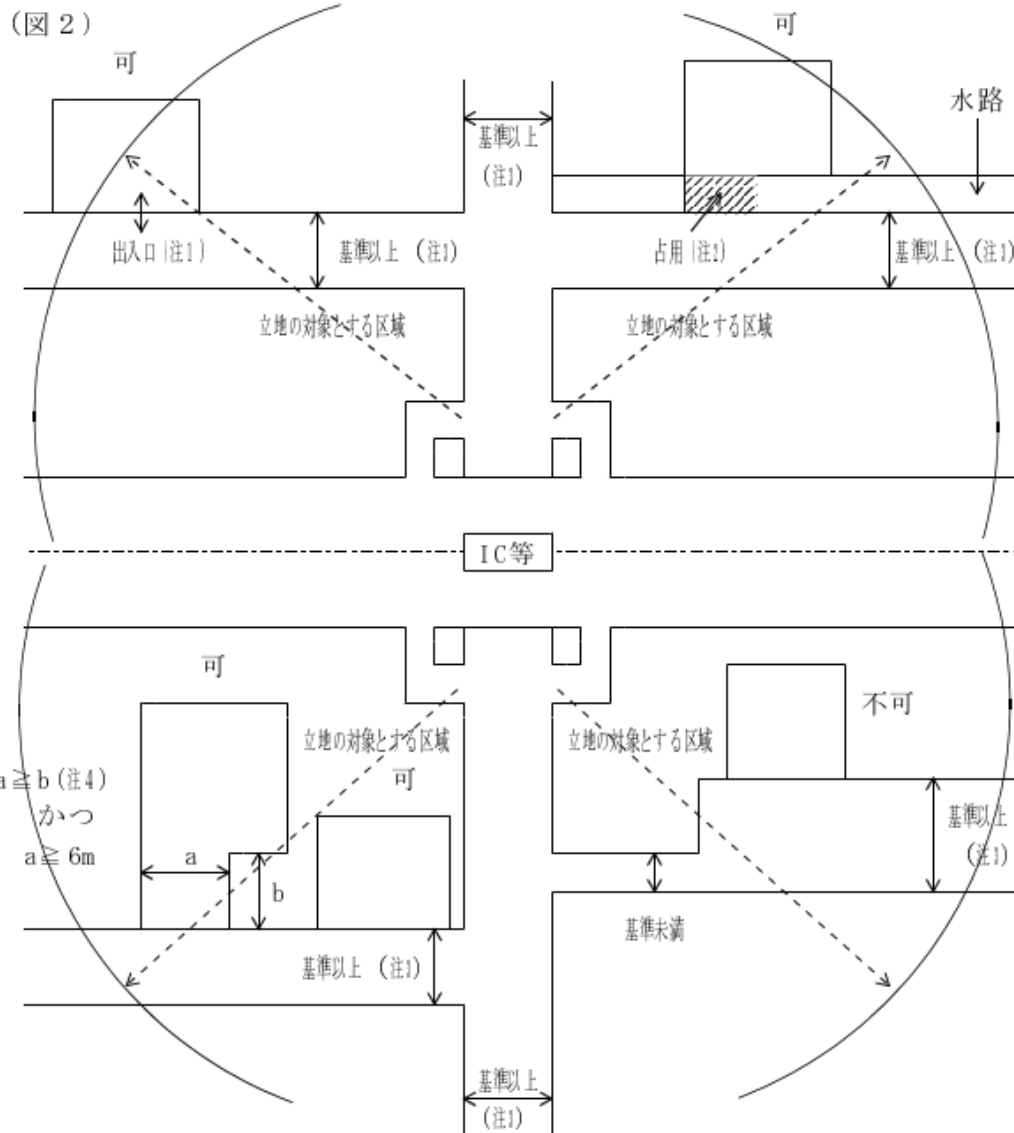
ただし、当該路線状部分が16メートル以上の幅員を有する場合はこの限りではない。

ウ 水路を占有することにより道路に接する場合においては、当該水路占有部分の幅員が6メートル以上であること。

エ 出入口については、すみ切り等によって当該施設への物資の搬出入に係る自動車の円滑な出入り及び一定の視界を確保できるよう配慮されていること。

「当該施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員(原則として6メートル以上の幅員)の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から当該インターチェンジ等に至るまでの区間において確保されていること。」とあるが、開発許可を要する場合の道路幅員については技術基準編をも満たしていること。





- (注) 1 立地の対象とする区域内に幅員が 6 メートル以上である主要な出入口がある場合は可とする。
- 2 水路占用部分の幅員が 6 メートル以上の場合には可とする。
- 3 基準以上とは、車両の通行等に支障のない幅員(原則として 6 メートル以上の幅員)であり、かつ、開発許可を要する場合は技術基準編に適合していることをいう。
- 4 当該路線状部分が 16 メートル以上の幅員を有する場合は $a < b$ でも可とする。

4 要件 6 について

- (1) 要件 6 (1) の「敷地の外周部」の植栽計画については、亜高木を中心に行うこと。
- (2) 要件 6 (2) アの「施設の配置、内容、規模等が適切」とは、特定流通業務施設にあっては、次の内容に適合する場合をいう。
- ア 管理施設(事務所等)については 3 階以下かつ高さ 15 メートル以下、倉庫施設等(トラックターミナル、荷捌き場等)については原則として 2 層以下かつ高さ 15 メートル以下であること。
- イ 一般貨物自動車運送事業の用に供される施設(特別積合せ貨物運送に係るものを除く)にあっては、営業所、車庫、自動車整備施設、給油施設、洗車施設、従業員の厚生施設等の施設であること。
- ウ 倉庫業を営む倉庫にあっては、営業所、倉庫等であること。

提案基準 1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」 提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」 提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」 提案基準 2 9 「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」 提案基準 3 1 「工業地域等の周辺における工場建設」及び 提案基準 3 2 「研究施設」における道路要件の運用	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
--	-----------------------------------

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 4 (P72～P74)
 提案基準 2 5 (P92・P93)
 提案基準 2 6 (P94・P95)
 提案基準 2 9 (P99・P100)
 提案基準 3 1 (P103・P104)
 提案基準 3 2 (P105・P106)

1 提案基準 1 4、2 5、2 6、2 9、3 1、3 2 における道路要件について

「〇〇施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員(原則として 6 m 以上の幅員)の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から幹線道路に至るまでの区間において確保されていること」の運用については、次のいずれかに該当する場合は、6 m 未満の幅員の道路であっても適用することができることとする。ただし、流通業務施設の場合は大型車両が頻繁に出入りすることが想定されることに鑑み、当該運用は適用しないこととする。また、「開発許可制度等に関する審査基準集(技術基準編)」の道路に関する技術基準にも適合させる必要があるので留意すること。

- (1) 敷地面積(開発面積)が 1 0 0 0 m² 未満のもので、4 m 以上の道路幅員を有し、かつ、主な通行車両が普通自動車(※)であると認められるもの
- (2) 敷地面積(開発面積)が 1 0 0 0 m² 以上のもので、次のいずれかに該当し、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの
 - ア 幹線道路に至るまでの区間のうち、4 m 以上 6 m 未満の道路幅員を有する区間の合計が概ね 3 0 0 m 以下であり、かつ、それ以外の箇所において 6 m 以上の道路幅員を有するもの
 - イ 幹線道路に至るまでの区間のうち、概ね 8 割以上が 6 m 以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において 4 m 以上の道路幅員を有するもの
 - ウ 幹線道路に至るまでの区間のうち、過半が 6 m 以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において 5 m 以上の道路幅員を有するもの
 - エ その他、上記と同等と認められるもの
- (3) 地域振興産業のうち、地域において歴史と伝統に培われてきた伝統型産業又は地域特有産業であって、当該伝統型産業又は地域特有産業の操業形態から当該計画地周辺の道路状況で支障ない旨の市町村長の意見書があり、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの(最小道路幅員が 4 m 以上であるものに限る)

※ 普通自動車とは、車両総重量が 8 トン未満、最大積載量が 5 トン未満、乗車定員が 1 0 人以下のものをいう。(道路交通法の一部を改正する法律(平成 1 6 年法律第 9 0 号)による改正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動車)